

○あま市自殺対策ネットワーク会議要綱

平成30年7月24日

告示第123号

改正 令和5年4月11日告示第78号

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、関係機関及び団体（以下「団体等」という。）と連携し、生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、あま市自殺対策ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 自殺対策のための連携強化及び情報交換に関すること。
- (2) 自殺対策の推進に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、自殺対策に関し、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 ネットワーク会議は、委員16人以内で組織する。

(構成)

第4条 委員は、次に掲げる団体等の代表者又は団体等が推薦する者で構成する。

- (1) 行政機関
- (2) 医療・福祉・保健機関
- (3) 教育機関
- (4) 商工労働機関
- (5) 警察・消防
- (6) 民間団体
- (7) その他市長が必要と認める団体等

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第6条 ネットワーク会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は副市長をもって充て、副会長は互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、ネットワーク会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(ネットワーク会議の開催)

第7条 ネットワーク会議の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長がその議長となる。

(関係者の出席等)

第8条 議長は、協議のために必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 ネットワーク会議の庶務は、子ども健康部健康推進課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、会長がネットワーク会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年告示第78号）

この告示は、公示の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。